

電気通信事業法における

消費者保護ルールが見直されました！

電話勧誘による契約トラブルや携帯電話等の通信サービスに伴う契約トラブルは、依然として後を絶ちません。そこで、今年2月に電気通信事業法施行規則が改正され、消費者保護ルールが見直されました。7月1日から次の3項目が施行となります。

① 電話勧誘における説明書面を用いた提供条件説明の義務化

電話で意思表示をする場合は、利用者が他の方法を求めない限り書面交付が必要となります。利用者から求めがあったことの説明責任は事業者にあります。

② 利用者が遅滞なく解約できるようにするための措置を講じることの義務化

ウェブで解約できるようにすること、オペレーターを十分に配置して電話により遅滞なく解約できるようにすること、解約の予約を行うことなど、事業者が措置を講じる必要があります。

③ 解約に伴い請求できる金額の制限

違約金の請求の制限(月額利用料を超えない)、工事費残債・撤去費請求の制限のほか、契約解除手数料の請求などはできなくなります。詳しくは、ご自分の契約書や総務省のホームページをご覧ください。



目標 11

住み続けられるまちづくりを

【シリーズ SDGs 5】

～都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする～

□ 都市に潜む多くの課題

都市は、経済や文化など様々な面の中心地になっています。しかしその反面で、過密、住宅不足、インフラ老朽化、大気汚染、ごみ問題、犯罪など、多くの課題が存在しています。

□ 私たちにできること

「住み続けられるまちづくり」は、私たち一人ひとりが積極的に取り組んでいかなければいけないことです。

私たちが個人でもできることを紹介します。

- 地域活動に率先して参加する。
- 飲料水や食料品を備蓄する。
- 自分が住んでいる街の魅力を考える。



クーリング・オフがメール等でも可能に！

これまでクーリング・オフは書面（ハガキ等）による通知に限られていました。法改正により、令和4年6月1日から電磁的記録によるクーリング・オフができるようになりました。

具体的には次のような方法が該当します。



- 電子メール
- USBメモリ等の記録媒体
- 事業社のウェブサイトに設けるクーリング・オフの専用フォーム
- ファックス

消費者が気を付けること

- ◎ 記載すべき情報（契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額等）とともに、通知した日にちも記載しましょう。
- ◎ クーリング・オフを行った証拠を保存する観点から送信メールの保存を、ウェブサイトであれば送信画面のスクリーンショットを残しておくこと、ファックスであれば送信履歴の保存などの対応をしましょう。

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申し込みください。



7月・8月の無料法律相談会

7月 5日(火) 13:30～15:30

8月 9日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前にお電話でご予約をしてください。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034（最上総合支庁1階）

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン**188**で、最寄りの消費生活センターにつながります。